

令和7年度緑化事業補助金交付要領

一般社団法人埼玉県トラック協会

(目的)

第1条 一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」という。)は、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境を保持し、もって県内の環境保全に寄与するため、工場立地法(以下「法」という。)第4条第1項第1号、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(以下緑を守り育てる条例という。)第26条、さいたま市みどりの条例(以下みどりの条例という。)第18条に規定する緑地を整備する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者、補助対象経費及び補助額)

第2条 補助対象者、補助対象経費、補助額及び条件は次の表のとおりとする。

補助対象者	補助対象経費	補助額	条件
法第6条第1項に基づき、県内に特定工場を新設したために届出を行った者	法における工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号)で示された最低限必要な緑地面積を設置するための設計費、工事費等	補助対象経費に3分の1を乗じた額(千円未満切捨上限額120万円)	平成17年7月1日以降に本要領に定める緑地整備を完了した者に適用し、1つの事業施設で申請できるのは1回限りとする。
法第6条第1項に基づき、敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更したために届出を行った者	上記のうち、法施行規則第3条に定める建築物屋上等緑化施設の設置に係る費用	同 上	同 上
法第7条第1項又は法第8条第1項に基づき届出を行った者			
緑を守り育てる条例第26条に基づき県内に工場及び流通業務施設を建築したために届出を行った者	緑を守り育てる条例施行規則第25条に示された最低限必要な緑地面積を設置するための設計費、工事費等	同 上	同 上

緑を守り育てる条例第26条に基づき県内に工場及び流通業務施設を増築したために届出を行った者	緑を守り育てる条例施行規則第25条に示された最低限必要な緑地面積のうち、建築物上の緑地を設置するための設計費、工事費等	同 上	同 上
みどりの条例第18条に基づき工場及び流通業務施設を建築したために届出を行った者	さいたま市緑化指導基準第5条に示された最低限必要な緑地面積を設置するための設計費、工事費等	同 上	同 上
みどりの条例第18条に基づき工場及び流通業務施設を増築したために届出を行った者	さいたま市緑化指導基準第5条に示された最低限必要な緑地面積のうち、屋上の緑化が図られる区画のための設計費、工事費等	同 上	同 上

2 前項の表において「工場」とは、製造業等に係る工場又は事業場を、「流通業務施設」とは、トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋で、物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム又は流通加工の用に供する設備のいずれかを有する施設をそれぞれいう。

第3条 補助金の交付を申請する者は、様式第1号により工事完了後3ヶ月以内に協会に提出しなければならない。また、**最終期限は当該年度の令和7年2月末日とする。ただし期間内であつても予算に達した場合は、助成を終了とする。**

第4条 第3条の申請をする者は、法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項に基づく場合は(1)から(5)に掲げる書類を、緑を守り育てる条例第26条に基づく場合は(1)から(3)及び(6)に掲げる書類を、みどりの条例第18条に基づく場合は(1)から(3)及び(7)に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 請求書(写)

(2) 工事完了報告書(写)

(3) 領収書(写)

(4) 特定工場新設(変更)届出書1ページ目及び別紙2(写)

(5) 市町村から送付される工場立地法運用例規集(以下、例規集という。)

2-1-2-2-1の①に規定する受理通知書の(写)又は例規集2-3-5に規定する期間短縮承認書(写)

- (6) 緑を守り育てる条例第29条に規定する緑化完了報告書(様式第9号)(写)、緑化完了内容一覧表(様式第9号別紙)(写)及び緑化面積等計算図表(写)
- (7) さいたま市緑化指導基準第8条に規定する緑化推進工事完了届(様式第3号)(写)

第5条 第3条による申請があった場合は、その内容を審査し補助金を交付する。
但し、緑化基準面積に満たない場合は、補助金を交付しないものとする。

第6条 この要領に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附則)

1. この要領は平成17年 9月1日から実施する。
2. この要領は平成17年10月1日から実施する。
3. この要領は平成27年 4月1日から実施する。
4. この要領は平成28年 4月1日から実施する。
5. この要領は平成29年 4月1日から実施する。
6. この要領は平成30年 4月1日から実施する。
7. この要綱は2019年 4月1日から実施する。
8. この要綱は令和 2年 4月1日から実施する。
9. この要綱は令和 3年 4月1日から実施する。
10. この要綱は令和 4年 4月1日から実施する。
11. この要綱は令和 5年 4月1日から実施する。
12. この要綱は令和 6年 4月1日から実施する。
13. この要綱は令和 7年 4月1日から実施する。

※工場立地法に基づく申請の場合は、各市町村へ特定工場新設届出が必要。
(県内に特定工場の新設をし、各市町村の定める最低限必要な緑化面積を緑化した場合に限る。)

※ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく届出の場合は、県環境管理事務所へ緑化計画届出が必要。
(埼玉県内(さいたま市を除く)に工場及び流通業務施設を建設し、埼玉県の定める最低限必要な緑化面積を緑化した場合に限る。)

※さいたま市みどりの条例に基づく届出の場合は、さいたま市へ緑化推進工事申請書の届出が必要。
(さいたま市内に工場及び流通業務施設を建設し、さいたま市の定める最低限必要な緑化面積を緑化した場合に限る。)